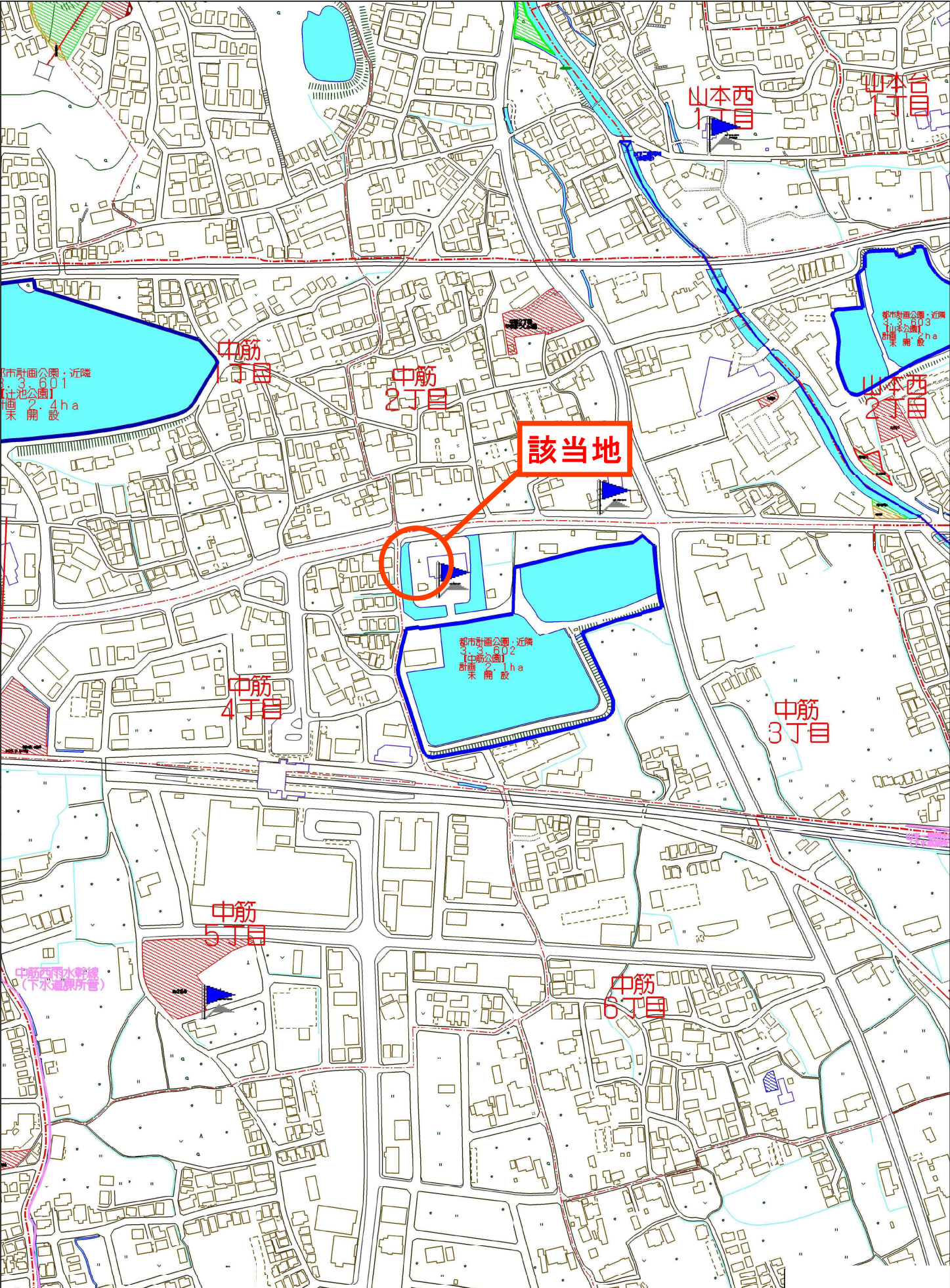


保全地区等の状況について（報告）

宝塚市公園河川課

- 1 該当地 宝塚市中筋 3 丁目 75 番
第 5 号モミ
- 2 所有者 (宗) 妙玄寺
- 3 概 要 所有者から状況変化の申し出があり、所有者の手配した樹木医により別紙のとおり、樹木の腐朽が進行している診断を受けた。このため、本来であれば宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例第 6 条第 2 項において準用する同条例第 5 条第 3 項、第 4 項および同条例施行規則第 3 条の規定に基づき、環境審議会への諮問後、保護樹木の解除を行い、当該保護樹木の所有者等への通知および告示を行いますが、倒木をした際の本殿や墓地への影響や、所有者からの早期伐採要望があったため、伐採を認めました。



宝塚市中筋3丁目付近



宝塚市中筋3丁目付近

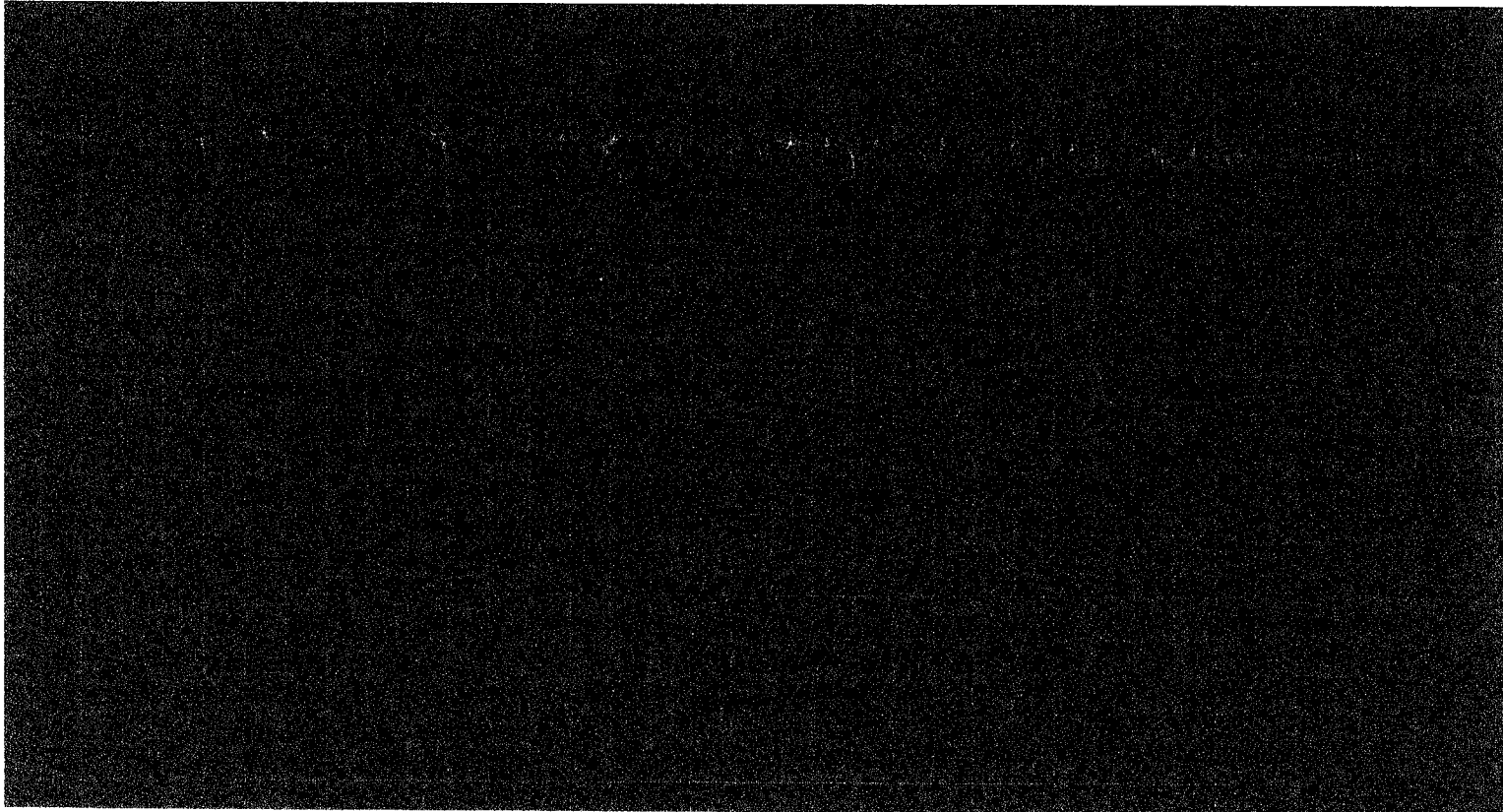


妙玄寺のモミについて

令和6年7月25日作成

鬼丸園芸 樹木医 2113

作成者: 鬼丸 貞英



妙玄寺のモミ

はじめに

妙玄寺からの依頼により境内の北西に位置するモミの危険度を令和6年7月21日に調査した。その結果得られた知見について報告する。

調査対象

モミ

樹高 約 15m

幹周 3.08m (胸高)

枝張 12m

現在の状況

- 根元付近に開口空洞があり、幅約 70 cm縦約 20 cm (写真 1)
- 開口空洞の奥行は約 60 cmで、不朽は現在も進んでいると考えられる。(写真 2)
- 開口空洞の部分は大きく膨らんでいることから、腐朽菌に対して防御壁を形成している。(写真 3)
- 露出している太根は本堂の側を通っているため、本堂の建て直し工事の際の掘削工事で大きく切断されたと考えられる。(写真 4, 5)
- 露出している太根の上部は樹皮が剥がれて、木質部が露出している。(写真 4,5,6,)
- 樹体が根元から南南西方向に約 15 度傾いている。(写真 7,8)

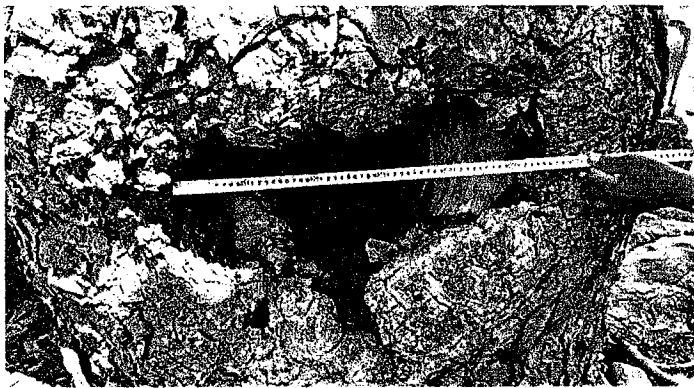


写真 1

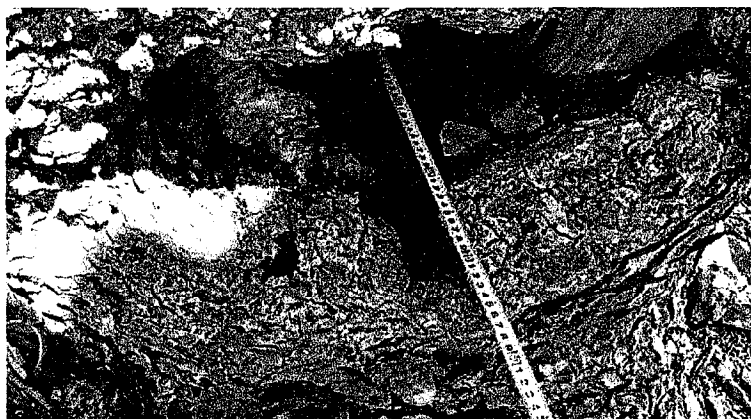


写真 2

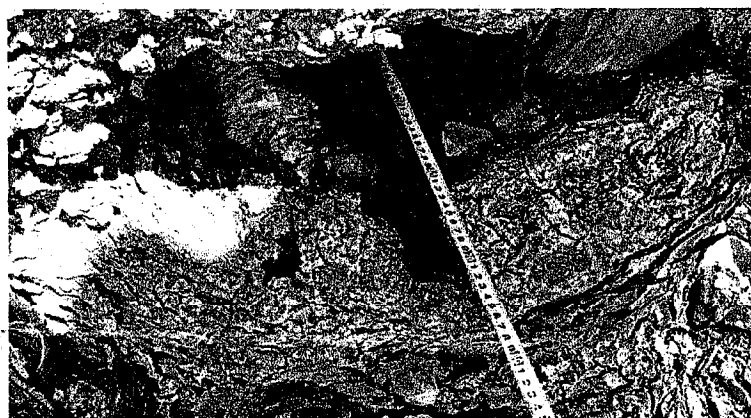


写真 3



写真 4



写真 5

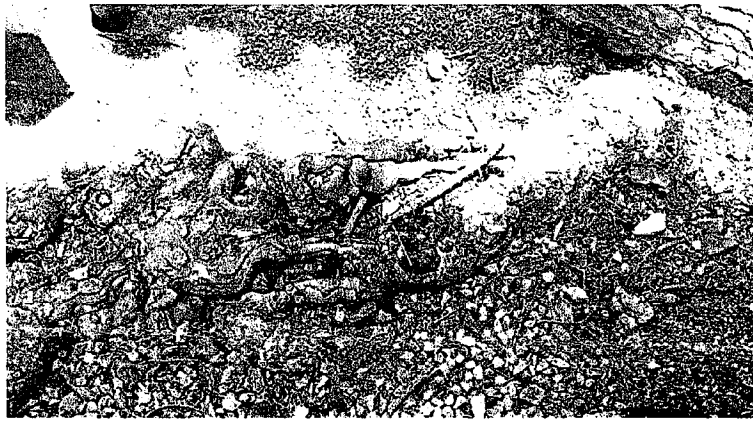


写真 6



写真 7



写真 8

考察と結論

モミが持つ特性として、強剪定がきっかけになって枯れる事がよくある。その他問題点としては、開口空洞があり、そこからの不朽が進んでいる事。そして、南南西方向へ傾いている事である。これらの問題点を数値で検証し列挙する。

開口空洞の幅は 70 cm と、幹周の長さに対しての比率は 23% で大きくは無い。

開口空洞の内部の直径は約 60 cm であり、幹周 3m から計算する。

$0.5 \times 0.5 \times \pi \div 0.7853\text{m}^2$ 幹周の面積

$0.3 \times 0.3 \times \pi \div 0.2824\text{m}^2$ 開口空洞の面積

開口空洞の面積 ÷ 幹周の面積 × 100 = 空洞率

$0.282 \div 0.785 \times 100 \div 35.92\%$ 空洞率

となり大きな問題となる数値ではない。

とはいえ、近年の台風の大型化やゲリラ豪雨等の災害を考えると、この数値は決して安心できる数値とは言えない。本堂から 3m ほどの場所に位置しており、本堂への倒伏も考慮すべき状況にある。モミは墓地の端に位置しているが、傾いている方向に倒伏すれば多数の墓石を破壊する事は間違いない事である。倒伏する方向によっては敷地を囲う壁も破壊しかねない。

これらの危険性を総合的に判断して、伐採するのが妥当という結論に至った。近年大きな樹木の倒伏や落枝で痛ましい事故も散見されるようになったことを考えると、倒れて足元の構造物まで壊してしまい、倒れた樹木の撤去から壊れた構造物の修理費用まで考えると。伐採できるときに伐採するというのは、一番賢明な判断と言わざるを得ない。

おわりに

樹木医なのに伐採するのか？という意見もあるのは承知している。しかしながら、人の生活の側にある樹高 10m を超えるような樹木の存在は、人の生命と財産を脅かす脅威である。

もし、人の生命や財産より優先される樹木があるとするならば、非常に特殊な事情あつての事だろう。それならそれで全力で保存する方法を考える。

伐採と保存そのバランスは樹木医が悩む場面なのだが、人の生活を最優先に考え、判断をしていく事こそ樹木医の矜持と信じている。

末文ながら、妙玄寺の益々の発展を祈ってやまない。

保護樹等一覧表

指定No.	樹種(指定No.)	所在地	指定年月日	数量	区分	状況	占有・管理者(助成金交付対象者)
1※	ムクノキ(1)	小林1丁目31番地	S46.1.20	1本	保存樹	健全	
23※	樹林(23)	伊子志1丁目91番	S46.1.20	5,890㎡	保存樹林	健全	(宗)伊和志津神社
1.2	イチヨウ(1)	クスノキ(2)	S59.1.23	2本	保護樹木	健全	(宗)圓慶寺
4	イチヨウ	米谷2丁目143番	S59.1.23	1本	保護樹木	健全	金森大明神
5	モミ	御殿山2丁目270番	S59.1.23	1本	保護樹木	健全	(宗)妙玄寺
6～10	ケヤキ(6、7、8、9、10)	中筋3丁目75番	S59.1.23	5本	保護樹木	健全	小浜村
11～14	ムクノキ(11、16、17)	小浜5丁目97番	S59.1.23	5本	保護樹木	健全	皇大神社
16～17	クスノキ(12) イヌマキ(14)	小浜5丁目96番	S59.1.23	1,959㎡	保護樹林	健全	(宗)川面神社
18	樹林(18)	宮の町13番 外	S59.1.23	5本	保護樹木	健全	(宗)毫福寺
22～26	クスノキ(22、24)イチヨウ(23) ムクノキ(25)ケヤキ(26)	小浜5丁目341番 外	S59.1.23	1本	保護樹木	健全	
28	イチヨウ(28)	川面1丁目4番	S59.1.23	2本	保護樹木	健全	
29,30	クスノキ(29)エノキ(30)	川面1丁目19番	S59.1.23	1本	保護樹木	健全	
31	イヌマキ(31)	平井2丁目303番1	S59.1.23	1本	保護樹木	健全	宝塚市
32	タイサンボク(32)	小浜5丁目287番	S60.3.5	11,060㎡	自然環境保全地区	健全	山本共有財産管理組合
33	樹林(33)	山本東1丁目232番1 外	S60.3.5	5,697㎡	自然環境保全地区	健全	山本共有財産管理組合
34	樹林(34)	山本西1丁目63番 外	H3.7.19	1本	保護樹木	健全	
36	カヤ(36)	下佐曾利宇西川10番1	H3.7.19	4,000㎡	自然環境保全地区	健全	素盞鳴命神社
37	樹林(37)	大原野宇南宮2番1,2,3	H3.7.19	4,142㎡	自然環境保全地区	健全	(宗)賣布神社
38	樹林(38)	売布山手町19番1の一部 外	H3.7.19	1本	保護樹木	健全	(宗)妙玄寺
39	センダン(39)	中筋5丁目44番地	H3.7.19	1本	保護樹木	健全	(宗)無量山阿弥陀寺
40	タラヨウ(40)	大原野宇上良7番地	H3.7.19	7,000㎡	自然環境保全地区	健全	(宗)満願寺
41	樹林(41)	長尾台2丁目5番2の一部	H3.7.19				

＜指定数量＞ 樹木合計：28本（保存樹 1本、保護樹木 27本）

樹林合計：7ヶ所 39,748㎡（保存樹林 1ヶ所 5,890㎡ 保護樹林 1ヶ所 1,959㎡ 自然環境保全地区 5ヶ所 31,899㎡）

＜根拠法令＞ 保存樹、保存樹林（※印）：都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条

保護樹等、自然環境保全地区：宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例（昭和57年条例第72号）第5条

○宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例

昭和57年10月1日

条例第72号

(保全地区等の指定)

第5条 市長は、自然環境を保全するため必要があると認める地区又は樹木等を自然環境保全地区又は保護樹等（以下「保全地区等」という。）として指定することができる。

2 前項の保全地区等の態様は、次のとおりとする。

(1) 自然環境保全地区 草地、樹林地、河川、池沼等を有し良好な自然環境又はすぐれた自然景観を形成している地区

(2) 保護樹等 都市の美観又は風致を維持し、良好な都市景観を形成している樹木又は樹林

3 市長は、保全地区等を指定しようとするときは、保全地区等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）と協議の上、宝塚市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、保全地区等を指定したときは、その旨を当該保全地区等の所有者等に通知するとともに、告示しなければならない。

(平8条例23・一部改正)

(指定の変更、解除)

第6条 市長は、自然環境保全地区の状況が著しく変化し、又は保護樹等が滅失若しくは枯死したときその他特別の理由があると認められるときは、保全地区等の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により指定を変更し、又は解除する場合は、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(届出の義務)

第9条 保全地区等の所有者等は、当該保全地区等の土地の形質の変更又は竹木の伐採をしようとするときは、当該行為をしようとする日の30日前までに、規則の定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の規則で定める行為及び非常災害時の応急措置については、この限りでない。

2 保全地区等の所有者等は、規則で定める自然環境保全地区の状況に著しい変化があったとき、又は保護樹等が滅失若しくは枯死したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 保全地区等の所有者等の変更があったときは、新たに所有者等となった者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

○宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例施行規則

昭和57年10月1日

規則第74号

(届出等)

第5条 条例第9条第1項の規定による規則で定める届出は、自然環境保全地区内・保護樹等の行為届（様式第4号）により行わなければならない。

2 条例第9条第1項ただし書の規定により、市長への届出を要しない行為は、別表に掲げるとおりとする。

3 条例第9条第2項の規定による規則で定める自然環境保全地区の状況に著しい変化のあったときとは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 河川、池沼等の水位又は水量に著しい増減が生じたとき。

(2) 樹木の生態に著しい変化があったとき。

(3) その他自然環境が著しく損われたとき。

4 条例第9条第2項の規定による樹木の滅失等の届出は、保全地区等の状況変化届（様式第5号）によるものとする。

別表（第5条関係）

区分	届出を要しない行為
自然環境保全地区及び保護樹林	1 次に掲げる伐採、除去等 (1) 枯損した竹木等の伐採、除去 (2) 災害等のおそれのある危険な竹木の補強、伐採、除去 (3) 仮植した竹木の移植 2 土地の形質の変更で、指定対象地物に支障を及ぼすおそれのない軽微な切土、盛土等 3 水面の埋立て又は干拓で、当該計画面積が小規模で支障を及ぼさないもの 4 地下における建築物若しくは土地の形質の変更で影響を及ぼさないもの 5 仮設工作物の短期間の設置 6 樹木保育のための整枝、害虫の駆除、施肥等通常行われる行為
保護樹木	1 樹木保育のための整枝、害虫の駆除、施肥等通常行われる行為